

## 戸籍の証明書が第三者に取得された



### 【相談要旨】

先日、役所から、私の戸籍謄本を第三者に交付した旨の通知が届きました。何の目的で戸籍謄本が取得されたのか気になります。

### 【回答】

戸籍の記録事項証明書（戸籍謄抄本）は、戸籍に記載されている本人またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）もしくは直系卑属（子や孫など）が請求できます。

それ以外にも、①委任を受けた方（代理人）、②自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方、③その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方、④業務遂行上必要とする弁護士などが交付を請求することができます。

市町村は、戸籍の証明書や住民票の写しなどが代理人や弁護士等、第三者に交付された場合、その事実を本人にお知らせすることがあります（本人通知制度）。

これは、戸籍等の不正取得抑止を目的とするものですが、その通知には、請求者の氏名や請求の目的などは記載されません。

請求者の氏名など、通知に記載されていない内容を確認する手段として、開示請求が考えられますが、個人情報の保護などの観点から、知りたい事項が不開示となる場合もあります。

開示請求の方法等の詳細は、通知の送付元にお問い合わせください。

### 【解説】

本人通知制度は、全国の全ての地方公共団体で導入されているものではありません（鳥取県内では全ての市町村が導入）。市町村によっては、本人が事前登録を行った場合のみ通知を行うなど、運用方法が異なることがありますので、詳しくは、お住まいの市町村または本籍地のある市町村にご確認ください。

（令和8年1月5日 日本海新聞掲載）